

カードローンカード取引規定

カードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）の利用は次により取り扱います。

第1条（定義）

本規定上の用語の定義は次の各号によります。

- (1) 「提携先」：当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等および当行がオンライン現金自動払出機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等をいいます。
- (2) 「預金機」：当行および提携先の現金自動預金機（現金自動預入払出機を含む。）をいいます。
- (3) 「払出機」：当行および提携先の現金自動払出機（現金自動預入払出機を含む。）をいいます。
- (4) 「カードローン契約」：本規定に基づきローンカードによる取引を行う、借主と当行の間の当座貸越契約をいいます。
- (5) 「返済」：カードローン契約に基づく返済をいいます。
- (6) 「借入れ」：カードローン契約に基づく借入れをいいます。
- (7) 「ローン口座」：当行が指定する、カードローン契約に係るローン口座をいいます。
- (8) 「現金自動機取扱手数料」：預金機・払出機の利用に関する手数料をいいます。

第2条（ローンカードの利用）

ローンカードは次の場合に利用することができます。

- (1) 預金機を使用して返済をする場合。
- (2) 払出機を使用して借入れをする場合。
- (3) その他当行所定の取引をする場合。

第3条（預金機による返済）

1. 預金機を使用して返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による返済は、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣による返済に限ります。また、1回あたりの返済は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第4条（払出機による借入れ）

1. 払出機を使用して借入れをする場合には、払出機の画面表示等の操作手順に従って、払出機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
2. 払出機による借入れは、払出機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入れは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入れ限度は、当行所定の金額の範囲内とします。
3. 払出機を使用して借入れをする場合に、借入れ請求金額と現金自動機取扱手数料の金額との合計額が、前項に規定する借入れることのできる金額を超えるときは、その借入れはできません。

第5条（現金自動機取扱手数料等）

1. 預金機を使用して返済をする場合および払出機を使用して借入れをする場合には、当行および提携先所定の現金自動機取扱手数料をいただきます。
2. 現金自動機取扱手数料は、返済および借入れ時に、ローン口座から当行に支払われ、カードローン契約に基づく借主の債務に組み入れられるものとします。なお、提携先の現金自動機取扱手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（預金機・払出機障害時の取り扱い）

停電・故障等により預金機・払出機による返済や借入れができない場合は、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でローンカードにより取り扱います。この場合、当行所定の当座貸越借入請求書または入金票に署名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。また、届出の暗証は暗証番号入力機から入力してください。なお、提携先の窓口では、この取り扱いはいたしません。

第7条（書面または電磁的方法による報告）

ローンカードにより返済した金額、借入れた金額、現金自動機取扱手数料金額については、書面または電磁的方法により報告します。また、窓口でローンカードにより取り扱った場合にも同様とします。なお、現金自動機取扱手数料金額は合計額をもって書面または電磁的方法により報告します。

第8条（ローンカード・暗証の管理等）

1. 当行は、払出機の操作の際に使用されたローンカードが、当行が借主に交付したローンカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえカードローン契約に基づく貸付を行います。当行の窓口においても同様にローンカードを確認し、当座貸越借入請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱います。
2. ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ローンカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにローンカードによる借入れ停止の措置を講じます。
3. 本条に定める通知を当行が借主から受領する前に生じた損害については、次条第1項ただし書に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
4. ローンカードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第9条（偽造・盗難カード等による取り引き等）

1. 当行が、ローンカードの電磁的記録によって、払出機およびその他銀行所定の取引の操作の際に使用されたローンカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認してカードローン契約に基づく貸付を実行した場合は、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この借入れが偽造カードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について借主の責に帰すべき事由がなかった場合の当行の責任については、この限りではありません。
2. 当行が、当行の窓口においてローンカードの提出をうけ、暗証番号入力機により入力された暗証と

届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱った場合にも、前項と同様とします。

第10条（ローンカードの紛失、届出事項の変更等）

1. ローンカードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合（ただし、次項により暗証を変更した場合を除きます）には、直ちに借主から当行所定の方法により当行に届けてください。この場合、ローンカードもあわせて提出してください（紛失した場合を除きます）。
2. 暗証の変更は、当行の払出機を使用して変更することができます。払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、払出機にローンカードを挿入して操作してください。

第11条（ローンカードの再発行等）

1. ローンカードの盗難、紛失等の場合のローンカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. ローンカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第12条（預金機・払出機の誤入力等）

預金機・払出機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の払出機、預金機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

第13条（解約等）

1. カードローン契約を解約する場合またはローンカードの利用を取りやめる場合には、ローンカードを当行に返却してください。
2. ローンカードの改ざん、不正使用など当行がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにローンカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示がなされ、当行が借主本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第14条に定める規定に違反した場合

(2) ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

4. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、ローンカードの利用を停止し、回収します。

第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、カードローン契約に係る規定により取り扱います。

第16条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上